



Title	韓国における盧武鉉政権までの地域文化政策 光州アジア文化中心都市にみる政策姿勢
Author(s)	関, 鎮京
Citation	北海道教育大学紀要. 人文科学・社会科学編, 69(2): 101-115
Issue Date	2019-2
URL	<a href="http://s-ir.sap.hokkyodai.ac.jp/dspace/handle/123456789/10345">http://s-ir.sap.hokkyodai.ac.jp/dspace/handle/123456789/10345</a>
Rights	

## 韓国における盧武鉉政権までの地域文化政策

～ 光州アジア文化中心都市にみる政策姿勢 ～

関 鎮 京

北海道教育大学岩見沢校  
芸術文化政策研究室

## Regional cultural policy up to Roh Moo-Hyun in Korea

— Hub City of Asian Culture Project —

MIN Jinkyung

Hokkaido University of Education, iwamizawa campus

### 概 要

韓国は国内の地域文化の在り方や発展に対して国主導の政策が極めて強大に関与している。本論文ではその「主導性」について、「文化中心都市」という新しい概念の政策を打ち出した盧武鉉（ノ・ムヒョン）政権までの歴史の変遷を追う。特に、大統領選挙の盧武鉉マニフェストから始まった「アジア文化中心都市造成事業」を国主導による文化政策の象徴的事例として取り上げ、その現状を把握し、国主導による地域文化政策の変容を考察し、政策姿勢を明らかにした。

### はじめに

韓国の統治構造は、大統領制を基本とし、行政府の構造が大統領を頂点に一元的に構成されているため、大統領政権が変わる度に文化政策は大きく変化し、その政権ごとに特徴が表れている。その中には大統領の直接的指示が契機となり、政策が取り組まれる場合も多くある。

一方、実質的な地方自治制度は1995年から始まりまだ歴史が浅いため、依然国家主導の政策が展開される例が大いにあり、時折、国家発展戦略のために地域が使われる場合もある。

本論文では、上記の韓国の政策的特長を踏まえて地域文化政策に対しても国主導の政策が関係・関与している点に着目しつつ、文化中心都市の政策を打ち出した盧武鉉政権までの歴史の変遷を追う。本論文で使われる韓国語の用語は、理解を図るため、対応する日本語による翻訳であるが、法律で用いられた単語や、政

策・計画の項目等に関しては原語を尊重している。外国為替レートはKRWJPY=0.10円（2018年9月27日）である。

## 1. 韓国における地域文化政策の歩み

本章では、最初に韓国の地方自治制度が徐々に定着していく過程を政治的状況と合わせて概観する。それを踏まえて「アジア文化中心都市造成事業」が取り組まれた盧武鉉政権までの地域文化政策の歴史を政権別に述べ、その特徴を把握する。

### 1. 1 地方自治制度の実施までの経緯

日本による植民地化から解放され、新政府が樹立された当時、それまでの韓国の地方行政組織は、朝鮮総督府の地方官制（勅令第354号、1914年）によるものだったので、これを変えるために、1948年「地方行政に関する臨時措置法」を制定・公布した。1948年の制憲憲法で地方自治が制度的に保障され、制憲議会は、8月20日から「地方自治法」の制定を議論した。地方自治の即座の実施を主張する国会と1年以内の期間において、大統領令で実施時期を定めようという政府の意見対立により遅延された末に、1949年7月4日「地方自治法」が制定・公布された。だが、政府は、治安維持と国の安定、国家建設課題の効率的実行などを理由に、地方自治の実施を延期しているさなか、1952年4月25日に地方議員選挙を通じて初めて地方自治を実施することになった<sup>1</sup>。

1961年になると5・16軍事クーデターにより政権を取った朴正熙（パク・チョンヒ）・軍事革命委員会は、地方行政の能率を高めるため、新しい政治制度で、地域開発を推進した方が望ましいと判断した。このため、軍事革命委員会は、地方議会を解散し、その機能を上級機関長たちが代わりにすることにより、実質的に地方自治制度は、中断された<sup>2</sup>。

1962年12月には、憲法改正を通じて地方自治団体長の選挙制関連規定が削除され、「地方議会の構成時期は、法律に定める」との規定を新設した。しかし、実際にはこれらの法律を制定するための措置は取られなかった。つまり、1962年の改正憲法で三権分立に基づいて大統領中心制が採択されたことにより、以前の憲法よりも大統領の権限<sup>3</sup>が強化された中央集権体制が整ったのである。さらに1972年12月の第7次憲法改正（維新憲法）の附則で「この憲法による地方議会は祖国統一が成し遂げられるまで設置しない」と規定され、地方議会の設置は事実上閉ざされることとなった。

その後、地方自治制の復活の兆しが見えたのは1987年6.29宣言<sup>4</sup>である。大統領直接選挙を骨子とするとともに、地方自治制の実施が提示され、同年改正された憲法では地方自治実施の保留条項が削除された。そして、1988年4月6日に地方自治の実施のための「地方自治法」が改正されたが、地方選挙は実施されなかった。しかし、この改正において第9条（地方自治団体事務範囲）2項の5に、教育・体育・文化・芸術の振興に関する事務が新設され、「ラ. 地方文化・芸術の振興」、「マ. 地方文化・芸術団体の育成」が明記された。これによって、文化と芸術に関する事務が地方自治団体の自治事務として規定されたことは、地域文化政策の歴史において大きな進歩といえる。

1990年<sup>5</sup>12月31日に地方自治法が改正され、1991年6月30日までに地方議員の選挙をすると明記されたことによりようやく実施された<sup>6</sup>。

その後、金泳三（キム・ヨンサム）は大統領選挙のマニフェストに1995年まで地方自治団体長の選挙を実施すると掲げた。金泳三政権が誕生してから政治改革立法の一環として地方自治法を1994年3月15日に改正し、1995年6月30日までに地方自治団体長の選挙を実施することになった。そして1995年6月27日地方議会

議員の選挙とともに地方自治団体長の選挙が同時に実施された。こうして韓国における真の地方自治制度は1995年から始まったとされ、その歴史はまだ23年と浅い。

## 1. 2 盧武鉉政権までの地域文化政策の概括

1948年に大韓民国の政府が樹立し、以降朴正熙政権（1963年12月17日～1979年10月26日）になるまでは、政治的な混乱と経済的な疲弊、社会的な不安が持続的に繰り返され、総合的な文化芸術政策を立てることができなかった。だが、植民地時代や朝鮮戦争を経て破壊された民族文化のアイデンティティを生かし、地域文化活動を行うため、1947年の京畿道江華文化院を皮切りに、地方文化院が全国に建てられた。そして、民間の非営利団体が地域社会の文化開発のためにおこなう地方文化事業を保護育成するため1965年に「地方文化事業造成法」<sup>7</sup>が制定された。その背景には地方文化院を軍事政権の広報媒体として使うことが目的にあり、補助金や施設無償提供等を実施し、その施設も増加したが、地域文化を振興するための法律であったとはいえない。

本格的な文化政策が推進されたのは、1972年「文化芸術振興法」の制定<sup>8</sup>、1974年に第1次文芸中興5ヵ年計画（1974～1978年）が樹立されてからである（パク・サンオン2016：63）。だが、文化芸術振興法は国と自治団体の文化政策の義務を規定していたにも関わらず、地域文化のための実際の政策は行われなかった<sup>9</sup>。その後、全斗煥（チョン・ドゥファン、1980年9月1日～1988年2月24日）政権時に、文化政策の担当部署である文化公報部文化芸術局文化課の職務の内容には、地方文化の向上発展及び文化分野の福祉業務を行うことがあると規定され、文化政策において地域文化も視野に入れている姿勢が加わった。いっぽう、国家発展計画である経済社会発展5ヵ年計画でも初めて文化部分が含まれることになり、第5次経済社会発展5ヵ年計画の修正計画（1982-1986）では文化施設拡充と地方文化育成が、また初の地域文化政策の単独計画である地方文化中興5ヵ年計画（1984-1988）では文化施設建設中心のプログラムが書かれている。

次いで盧泰愚（ノ・テウ、1988年2月25日～1993年2月24日）政権では、文化政策を行う組織として文化部という独立部署を新設し（1990年）、その中に地域文化政策を担当する組織の生活文化局地域文化課を設けた。また、地域文化課の職務内容は地域文化発展政策に関する総合計画の樹立等と示され、地域に対して政策として取り組もうとする積極的な姿勢が窺われる。上述した通り、既に地方自治法の改正（1988年5月1日）により第9条 地方自治団体の事務範囲に、文化施設の設置と管理、地方文化・芸術の振興、地方文化・芸術団体の育成も明記された。また、同政権は「全ての国民に文化を」という政策目標を掲げ、国民に文化芸術が根付くよう、誰もが文化に触れられる「文化の享受権」と誰もが自由に創造する「文化の創造権」を宣言した。さらに、文化政策としては初めての長期計画である「文化発展10ヵ年計画」を策定したが、その内容は第7次経済社会発展5ヵ年計画（1992～1996年）に反映され、文化部分は文化享受の拡大と地方文化の活性化が主な内容になっている。

その次の金泳三（キム・ヨンサム、1993年2月25日～1998年2月24日）政権では、2回の組織変更はあるが（表1を参照）、地域文化課では国民の趣味・余暇活動等の生活文化の育成に関する事項及び制度を指導・育成するものと示されている。着任早々に文化発展暢達5ヵ年計画（1993-1997）を策定した。「そばにいて共にする文化、誰もが楽しめる文化」をテーマとして掲げ、その中に「中央から地域へ」という政策基調が提示され、重点課題の一つである「地域文化の活性化と文化福祉の均霑化」<sup>きんてん</sup>に基づいて地域文化の活性化のための政策事業が推進されることになった。1995年7月6日に文化芸術振興法が全文改正となり、①ハード建設を勧める条項（第9条文化芸術空間の設置勸奨<sup>10</sup>）、②ソフト事業の支援（第14条文化講座の設置<sup>11</sup>）、③財政の基盤を確保（第22条地方文化芸術振興基金の造成<sup>12</sup>）と総合的に地域文化政策を取り組む基盤を固めた。また、文化観光部と韓国文化政策開発院は、1995年から毎年、各地方自治団体の文化水準と文化政策

表 1 地域文化政策の担当部署の変化

政権	全斗煥 (チョン・ドゥファン) 1980年9月1日～ 1988年2月24日	盧泰愚 (ノ・テウ) 1988年2月25日～ 1993年2月24日	金泳三 (キム・ヨンサム) 1993年2月25日～ 1998年2月24日			金大中 (キム・デジュン) 1998年2月25日～ 2003年2月24日	盧武鉉 (ノ・ムヒョン) 2003年2月25日～ 2008年2月24日	
組織	文化公報部	文化部	文化体育部			文化観光部	文化観光部	
	文化芸術局	生活文化局	生活文化局	文化政策局	芸術振興局	芸術局	芸術局	文化政策局
	文化課	地域文化課	地域文化課	文化振興課 図書館博物館課	地域文化芸術課	伝統地域文化課	伝統地域文化課	地域文化課－地域文化チーム
内容	地方文化の向上発展及び文化分野の福祉業務	地域文化発展政策に関する総合計画の樹立等	文化環境の改善・普及・育成に関する事項		国民の趣味・余暇活動等の生活文化の育成に関する事項及び関連制度の指導・育成	地域文化芸術と生活文化芸術の振興に関する事項 地域祝祭に育成と支援等		文化中心都市造成都市と農村地域の文化的空間環境造成に関する事項 地域文化の均衡発展のための計画の樹立・支援

(筆者作成)

を評価し、高い評価を受けた地方自治団体に対し「今年の文化自治団体」として選定し、授賞する事業を実施した。初年度の1995年には、光州（クァンジュ）市と春川（チュンチョン）市が選ばれた<sup>13</sup>。

その後、金大中（キム・デジュン、1998年2月25日～2003年2月24日）政権が発足し、就任演説では「文化産業は21世紀の基幹産業である」と文化政策の重要性を強調し、韓国史上初めて政府予算対比文化予算が1%に達成した。地域文化政策の担当部署には、文化観光部芸術局伝統地域文化課が新設され、主に地域文化と生活文化の振興に関する事項、地域祝祭の育成と支援等を行った。1998年に新しい文化観光政策を発表し、文化を国家発展の中核として活用し、主要分野の拠点的事業を提示した。その目標の一つに、文化を基盤とする地域間の均衡発展と社会統合の追求が挙げられている。

これまでの地域文化政策は、文化芸術の「普及」と「享受」が主な狙いであったが、金大中政権からは国土の均衡ある発展にまでその役割が広がった。その後、2000年7月13日に文化芸術振興法の改正により第10条2項に文化地区指定・管理等が新設され、文化施設が密集している地域や文化関係のイベントが持続的に行われる地域に対して市・道知事は文化地区に指定することができるようにした。

次の盧武鉉（ノ・ムヒョン、2003年2月25日～2008年2月24日）政権は、「参与政府」と称し、国政基調として「自律、分権、参与」を掲げている。2004年11月に地域文化政策担当部署を地域文化課にし、既存の芸術局から文化政策局に移管となった。地域文化課は主に文化中心都市造成と農村地域の文化的空間環境造成に関する事項、地域文化の均衡発展のための計画の策定・支援を担当している。

2004年を「地域文化の元年」にして、地域文化政策関連の計画や事業等を実施するとともに、同年から「地域文化振興法」（2013年に制定）制定を推進し始めた。また、2005年1月27日に「文化芸術振興法」を改正し、地方文化芸術委員会や自治体出資の文化財団法人の設立の根拠が設けられた。

特に、本政権は国家均衡発展政策に力点を置いているのが特徴であり<sup>14</sup>、これに関連して地域間の文化均衡についても関心が高い。それにもかかわらず、急激な近代化と官主導による不均衡な発展政策により地域経済の格差が生じたこと、また、経済、社会、教育の不均衡と相まって、地域間の文化不均衡はより深刻となり、“地域文化が荒れ果てている”と、歴代政権がもたらした政策の弊害を指摘していた。（文化観光研究院、2006：199）。

このような問題点を解決するために、「文化」を通じて国土の均衡ある発展の新しいモデルを創出する国策として、「地域拠点文化都市造成事業」（後述）を立ちあげた。地域の特色に合わせて、光州広域市の「アジア文化中心都市」、全州市の「伝統文化中心都市」、慶州市の「歴史文化中心都市」、釜山広域市の「映像文化中心都市」が掲げられた。特に、大統領選挙のマニフェストにおいて、“芸郷の光州”を文化首都として育成すると宣言し、2003年5月には「光州をアジアの文化芸術のメッカに育成する」と発表したため、光州への取り組みは格別であった（関、2018：9）。

## 2. アジア文化中心都市造成事業の現状

本章では、まず地域拠点文化都市造成事業の歴史や内容を把握し、その中で特別法を制定し、取り組んでいる光州（クァンジュ）広域市のアジア文化中心都市造成事業の現状を述べる。

### 2. 1 地域拠点文化都市造成事業の歴史

盧武鉉政権から始まった地域拠点文化都市造成事業とは、文化体育観光部（「部」は日本でいう省に相当）が地域を文化的な特徴に合わせて特化・発展させ、国家の均衡的発展を図り、国家の文化的イメージを強化するとともに文化的多様性を増進させる趣旨によって実施している事業である（国土研究院、2012：41）。

韓国では文化都市に関する取り組みは1990年代後半から、富川（プチョン）市を始め、ソウル特別市、春川（チュンチョン）市、江陵市（カンヌン）市等、自治体単位で文化都市戦略を取り組んでいたが、2000年「都市計画法（現在、国土の計画及び利用に関する法律）」が文化都市をモデル都市の1類型として規定し、国策としての取り組みができるようになった。だが、地域拠点文化都市造成事業はその流れを直接引き継いだとは言いがたい<sup>15</sup>。

2002年大統領候補の盧武鉉が、光州を文化首都として造成する、とマニフェストに掲げた<sup>16</sup>のが契機となり、2003年に盧武鉉政権が発足してからは、国家政策課題として文化中心都市と暮らしやすい都市づくりを打ち出し、光州広域市をはじめ、釜山（プサン）広域市、慶州（キョンジュ）市、全州（ジョンジュ）市を地域拠点文化都市に指定し、その後、公州市（コンジュ）・扶餘（プヨ）郡が加わり、これらの地域で国の政策として地域拠点文化都市造成事業に取り組んでいる。

本事業は各地域が有している文化的価値を尊重し特色づけられており、光州広域市（以下、光州という）はアジア文化中心都市、釜山広域市は映像文化都市、慶州市は歴史文化都市、全州市は伝統文化都市、公州市・扶余郡は歴史文化都市に指定されている。その概要は表2に示す。

このように文化都市は地域主導で行われていたのが、大統領候補のマニフェストにより国家プロジェクトに位置付けられ、政権発足後、国主導による政策に変わった点は特記すべきである。

さらに、政府は文化都市指定に関する法制化のために、2006年5月に「地域文化振興法（案）」を発議したが、本政権での制定に至らなかった（2014年1月28日制定）。しかし、各地域が個別に特別法を制定する動きが出て、最初の成果として2006年10月光州アジア文化中心都市造成事業のために、「アジア文化中心都市造成に関する特別法」が制定された。ところが、光州以外の地域は、17代国会の期間中（2004年5月20日～2008年5月29日）に制定に結び付けることができず、提出された案は17代国会の終了とともに廃案となった（表3参照）。

このように光州は「地域拠点文化都市造成事業」に指定された他の地域とは決定的に異なる点がある。まずは光州のみ「アジア文化中心都市造成に関する特別法」という法的根拠が与えられていて、それに基づいて推進事業を行っている。もう一点は、表2のように実施主体が、他の地域の場合は自治体中心となって取

表2 地域拠点文化都市造成事業

区分	光州広域市	釜山広域市	慶州市	全州市	公州市・扶余郡
ビジョン	アジア文化中心都市	映像文化都市	歴史文化都市	伝統文化都市	歴史文化都市
法的根拠	特別法（2006.10）	なし	なし	なし	なし
計画策定	総合計画 （2007.10）	総合計画 （2005.10）	基本計画 （2007.12）	基本計画 （2007.12）	基本計画 （2009.12）
計画期間	20年 （2004～23）	8年 （2004～11）	30年 （2005～34）	20年 （2006～25）	22年 （2009～30）
事業費	5.3兆ウォン （5300億円）	1千6百億ウォン （160億円）*	3.4兆ウォン （340億円）	1.7兆ウォン （1700億円）	1.3兆ウォン （1300億円）
主な事業	国立アジア文化殿堂、 7大文化圏特化発展	4つの重点課題	4大先導事業群 （65事業）	4大先導事業群 （64事業）	5大先導事業群 （57事業）
実施主体	文化体育観光部 <sup>注1</sup> 光州広域市	釜山広域市	慶州市	全州市	忠清南道、公州市、扶余郡

\*は4大重点事業に対する推定事業費であり、「釜山映像文化都市育成のための総合計画」に記載されている実行課題44事業を行うための事業費は総計6,938億ウォン（690億円）である。

注1）造成事業の開始当時は、文化観光部であったが、李明博（イ・ミョンパク）政権（2008年2月25日～2013年2月24日）から文化体育観光部に改編し、現在に至る。

出典：パク・ヘクァン、キム・キゴン『地域文化と文化政治』、全南大学校出版部、2012年、p.260

表3 文化都市関連の特別法制定に関する各地域の動き<sup>17</sup>

地域	提出した法律名	発議日
慶州	世界歴史文化都市造成及び支援に関する法律	2006年9月
扶余	泗泚 <sup>18</sup> 歴史都市復元・造成及び支援に関する特別法	2006年12月
全州	全州伝統文化中心都市造成及び支援に関する特別法	2007年3月
公州	東アジア歴史芸術都市造成及び支援に関する特別法	2007年6月

出典：国土研究院「地域拠点文化都市造成事業の推進実態及び今後の課題」、2012年、p.38より関係地域のみ抜粋

り組んでいるが、光州は国の文化体育観光部と連携する形態である。

盧武鉉政権の発足後、光州の「アジア文化中心都市造成事業」は国策として進められ文化体育観光部の中に担当組織が新設されることになる。次は、光州アジア文化中心都市の取り組みの概要とその現状について述べる。

## 2. 2 アジア文化中心都市の概要及び経緯

アジア文化中心都市造成事業は光州地域にアジアの多様な文化が自由に交流し、疎通する文化都市を創る国家の文化プロジェクトである（文化体育観光部、2017：3）。さらに「アジア文化の交流と振興」の場をつくとともに、平和と人権を象徴する歴史的な都市光州の豊かな文化資源と自然環境を土台に、新しい概念の文化都市を造ることによって、国家の均衡発展と国民生活の質の向上を目標としている。計画期間は2004年から2023年までの20年間という長期間のプロジェクトである。主な事業内容は国立アジア文化殿堂建設・運営、文化的都市環境の造成（7大文化圏：後示の図1）、芸術振興と文化・観光産業の育成、文化交流都市の力量強化などとされている。総事業費は5兆2,912億ウォン（約5,264億円）で予算出所の内訳は国庫が27,679億ウォン（52.3%）、市7,896億ウォン（14.9%）、民間17,337億ウォン（32.8%）である。2016年までの執行額は1兆2,604億ウォン（国庫11,199、市781、民間500/計画対比23.6%）で、日本円に換算すると1,254

億円に当たる。

本事業を取り組むことになった経緯は、2002年12月に大統領選挙に立候補した盧武鉉が選挙公約で「光州を文化首都として育成」と発表したのが契機である。その後2003年に盧武鉉大統領が就任し、2004年3月に関連政策の立案や推進計画など主要な事項を審議する「文化中心都市造成委員会」を発足、次いで同月には、事業の推進組織である文化観光部に「文化中心都市推進企画団」を設けた。2006年9月には「アジア文化中心都市造成に関する特別法」（以下、特別法という）を制定し、文化中心都市造成委員会は「アジア文化中心都市造成委員会」に、文化中心都市推進企画団は「アジア文化中心都市推進団」に名称変更され、臨時組織だった推進団は2007年5月に文化観光部の本部組織に編制された。その後、10月にはアジア文化中心都市造成の総合計画（2004～23年）が大統領承認により確定し、12月に国立アジア文化殿堂を着工、取り組みが本格化した。アジア文化中心都市造成の総合計画は特別法で5年ごとの見直しが明示されていて2013年5月に総合計画修正計画（2013-2023）を発表し、2015年11月に国立アジア文化殿堂が開館<sup>19</sup>した。

### 2. 2. 1 推進組織

アジア文化中心都市造成事業の推進体系は大別して、アジア文化中心都市造成委員会、文化体育観光部アジア文化中心都市推進団、光州広域市、他の中央部署・地方自治団体及び関連機関、市民団体（文化芸術活動家、現場専門家）で構成される。アジア文化中心都市造成委員会は、大統領所属の諮問委員会（委員長1名、副委員長2名を含め30人以内）、文化体育観光部長官、企画財政部長官等の各部署の長官と大統領が委嘱する民間委員で構成（「アジア文化中心都市造成に関する特別法」第29条に設置根拠：造成事業の主要事項を審議、諮問する（2014年まで5期の造成委員会が発足し、計31回開催された））。

アジア文化中心都市推進団は、アジア文化中心都市造成に関する特別法30条に基づいて文化体育観光部の所属機関として設置され、政策、計画の策定を推進、施設建設・運営、広報、国際協力事業の振興、造成委員会の運営支援等の事業を推進している。2007年5月発足当時は、「文化観光部とその所属機関職制」に基づいて1団2局7チームで定員が46名だったが、年々減少し、2014年10月アジア文化殿堂が完工するとともに2015年7月にアジア文化中心都市推進団の構成及び運営に関する規定が制定され、一団のみに改編され、定員は8名まで縮小されている。

一方、光州（地方自治団体）は、「アジア文化中心都市造成に関する特別法」に沿って、文化芸術振興、市民文化振興、生態的都市文化振興、市民文化教育の活性化、専門人材の養成・優秀人材の誘致、文化産業の振興施設及び地区等の出捐・出資する民間資本誘致を担当している。また、文化産業等の基盤造成とアジア文化交流の活性化等は国の文化体育観光部と共同で推進している。特別法が制定され、総合計画が立てられる等、業務が本格的に開始され、2007年1月「文化中心都市造成事業」の担当部署である文化政策室に2課を増設し、さらに観光産業の育成、体育支援まで機能を拡大させ、1室4課（文化政策室、文化芸術課、文化産業課、観光課、体育支援課）で定員を78名（前年度は50名）に増やした。2016年現在は、文化観光体育室（定員100名）の下に、文化都市政策官（21名）、文化芸術振興課（20名）、文化産業課（15名）、観光振興課（22名）、体育振興課（22名）の5課にし、文化都市政策官がアジア文化中心都市の造成事業を担当している。

推進組織を構成する上述の「他の中央部署」とは事業別に造成事業に協力し、「地方自治団体」は関連事業別に緊密に連携・協力している。「市民団体」（文化芸術活動家、現場専門家）<sup>20</sup>は「アジア文化中心都市造成の総合計画」に沿って行われる光州広域市の年次別の実施計画等に意見を提示するほか、市民団体主催の「フォーラム」等を積極的に開催している。



## 2. 2. 2 予算

アジア文化中心都市造成事業の予算は特別法42条(アジア文化中心都市造成特別会計の設置)に基づいて、特別会計で組んでいる。アジア文化中心都市造成総合計画によると、2005年から2023年まで推進する「アジア文化中心都市造成」事業に5兆3千億ウォン(約5,275億円)がかかる。国立アジア文化殿堂の建設・運営に1兆9千億ウォン(約1,890億円)、文化的都市環境造成に2兆1千億ウォン(約2,089億円)、芸術振興と文化・観光産業育成に8千億ウォン(約796億円)、文化交流都市の力量強化に5千億ウォン(約497億円)となっている。

2016年度予算は745億ウォン(繰越額104億ウォンを含めると849億ウォン)であり、最も多いのがアジア文化殿堂のコンテンツ及び運営費 572億7900万ウォン(約56億円)にのぼる。この3年間にわたって、アジア文化殿堂コンテンツと運営費は2,026億5200万ウォン(約201億円)で、文化中心都市造成の運営費は259億3700万ウォン(約25億円)に対して約8倍大きい。さらに、文化中心都市造成に関しては最も予算が多く組まれたのは2010年265億2400万ウォンであり、2016年は60億7900万ウォンと、約1/4に削減されている。

## 2. 2. 3 重点事業

「アジア文化中心都市造成の総合計画」は4つ重点事業①文化発展所「国立アジア文化殿堂」建設と運営、②文化的都市環境造成、③芸術振興と文化・観光産業の育成、④文化交流都市としての力量と位置づけの強化)をあげている(図3を参照)。「国立アジア文化殿堂」は7大文化圏等と関係性を持ち、文化殿堂のエネルギーが光州全体に拡散させる役割をイメージしている。

特に注目すべき事業は、文化的都市環境造成の中にある「7大文化圏の造成」が挙げられる。光州市が2000年に作成した「光と生命の文化光州2020基本計画」<sup>21</sup>と連携して都市内主要機能別に文化圏を設定する事業である。7大文化圏は、圏域の地域の文化資産等の特性と機能を考慮し、育成する。それによって、文化的な流れが街全体に広がるように推進する計画である<sup>22</sup>。



図1 光州の7大文化圏

出典：文化中心都市委員会「ウェブジンアジア」2008年2月号  
<http://cct.pa.go.kr/iboard/read.php?table=1034&num=61951>

このように、特定の地域に国家プロジェクトが実施されることによって、国立の文化施設が建設されることにとどまらず、地域全体の計画に国の関与度が高まってきた。これに対して筆者は国主導による地域文化政策の変容の代表例であると見なし、その点について次に考察を行う。

### 3. 国主導による地域文化政策の変容

#### 3. 1 国主導で歴代行ってきた地域文化政策の形態

1. 2で述べた地域文化政策の中で、特に国主導で歴代行ってきた政策をまとめてみると、表4の通りである。その形態は大きく①「文化施設を作ること」と、②「地域づくりを行うこと」の2種類に分けられる。

①の文化施設建設に関しては、朴正熙政権、全斗煥政権、金泳三政権の政策を共通して列挙できる。朴正熙政権時は地方文化事業造成法を制定し、「地方文化院」を軍事政権の広報媒体として使うことを目的に補助金や施設無償提供等を実施し、建設を促進させた。これは全国に拠点を作り政権の政治思想を普及させる意図であり、文化施設が政治目的に利用された事例である。その次の全斗煥政権は、文化政策を初めて国の発展計画に組み込み、第5次経済発展5ヵ年計画の修正計画から文化分野が加わったが、中央の偏重を解消することを目的し、「文化会館」を直割市・道に最低1館ずつ建設する計画が盛り込まれている。その後、金泳三政権では、「生活の質」を世界化すると掲げた文化福祉基本構想を発表し、生活圏内で気軽に文化芸術が触れられるように、村に小規模の図書館、映像や音楽鑑賞室を備えた「文化の家」を建設した。この全斗煥政権、金泳三政権は、地域均衡の考え方をベースに、文化芸術の普及及び均霑（きんてん）を図ろうとしたものの、施設整備することが主な政策手段であり、ハコモノ行政から超えていないと考える。

②の地域づくり実施に関しては、それまでの政権はハードを通じて地域均衡を実現する文化政策を展開したが、金大中政権からは地域と文化の関係性に着目し、都市計画や国土均衡を軸とする都市計画法の側面からアプローチし、盧武鉉政権ではさらに国策全般との関係性がより深まった。つまり金大中政権は2000年1月に都市計画法を全面改正し、第5条（モデル都市の指定・支援）「景観・生態・情報通信・科学・文化・

表4 政権別にみる国主導の地域文化政策の形態

形態	政権	対象	根拠	内容
文化施設建設	朴正熙	地方文化院	地方文化事業造成法	地方文化院を軍事政権の広報媒体として使うことを目的に補助金や施設無償提供等を実施し、施設が増加した。
	全斗煥	文化会館	第5次経済発展5ヵ年計画の修正計画	中央の偏重を解消するため、文化会館を直割市・道に最低1館ずつ建設する計画。
	金泳三	文化の家	「生活の質」世界化のための文化福祉基本構想	生活圏内で気軽に文化芸術が触れられるように、村に小規模の図書館、映像や音楽鑑賞室を備えた文化の家を建設。
地域づくり	金大中	文化地区	都市計画法	景観・生態・情報通信・科学・文化・観光・教育・安全・交通・経済活力・都市再生及び気候変化の分野別にモデル都市を指定できる。
			文化芸術振興法（第8条文化地区指定・管理等）	1. 文化施設と民芸品店・骨董品店など、大統領令が定める営業施設が密集しているか、これを計画的に造成しようとする地域。2. 文化芸術行事・祭りなどの文化芸術活動が継続的に行われる地域。3. その他の国民の文化的生活の質の向上のために文化地区として指定され、特に必要と認められる地域として大統領令が定める
	盧武鉉	文化中心都市	国家均衡発展特別法	地域間の不均衡を解消し、地域革新と特性に合った発展を通じ自立型地方化を促進することにより、全国が個性を持ってまんべんなく豊かな社会を構築するために寄与することを目的としている。

(筆者作成)

観光・教育・安全・交通・経済活力・都市再生及び気候変化の分野別にモデル都市を指定できる」との新条項を盛り込んだ。これに基づいて、文化芸術振興法（第10条2項 文化地区指定・管理等）が2000年4月に改正され、第8条（文化地区の指定・管理等）では「市・道知事は該当する区域を『国土計画と利用に関する法律』に従い、条例による文化地域として指定することができる」とし、「文化地区」という新しい概念が明記されている。続いて盧武鉉政権が発足し、国政課題の一つとして国家均衡発展を設定し、全国各地が個性を持ち、満遍なく豊かに暮らせる社会を建設することを目標とした（国政広報処、2003：6）。同政権は2004年1月に国家均衡発展特別法を制定し、文化政策では国策として地域拠点文化都市造成事業に取り組んだ。こうして地域文化政策は、①の政権群の「文化施設」という「点」から、②の政権群の「地域づくり」という「面」へと展開することとなった。

しかしながら、②のこの「文化地区」と「文化中心都市」とでは大きく異なる点がある。まずは、国の関与度である。文化地区は地域の一部（一区域）が政策対象であり、文化地区の根拠となっている都市計画法<sup>23</sup>では、第5条（モデル都市の指定・支援）により、国の交通建設部長官はモデル都市を指定し、人材や予算等を必要に応じて支援することができる」と記されているものの、文化地区の内容そのものにまで関わることは読み取れない。また、同法は当該地域の公共性と地域住民の生活の質を向上することが狙いとなっているので、政策のゴールは地域、住民に目が向いている。なおかつ、都市計画法を根拠に文化芸術振興法第8条が展開され、同法では文化地区を市・道知事が条例によって指定すると示し、地域に権限を委ねている。

一方、これと大きく異なり、地域拠点文化都市造成事業は文化芸術そのものを中核にした地域づくりであるうえ、地域全体における文化政策の在り方に国が関与することもできると考える。しかも上述した通り、釜山広域市、慶州市、全州市、公州市・扶余郡は事業の実施主体が当該自治体であるが、光州は国と強く連携した国策事業の実態から国の関与度を一層高めている。

また、国家均衡発展特別法の第2条（定義）によると、1.「国家均衡発展」とは、地域間の発展の機会均衡を促進し、地域の発展能力を促進することにより、生活の質を向上させ、持続可能な開発を図り、国家競争力を強化することをいう、と書かれている。これは、地域拠点文化都市造成事業も究極的には国際競争力の強化に向けた戦略の一つであり、最終的に国力の比較優位をめざすことが窺われる。さらに、光州の事業に適用されているアジア文化中心都市造成特別法の第1条（目的）によると、文化の多様性と創意性を基盤に、アジア文化と資源の総合交流と研究・創造・活用を通じて国家競争力を確保するアジア文化中心都市を光州広域市に造成し、民族文化と世界文化を発展させ、国家均衡発展と国民の生活の質の向上に貢献することを唱っている。すなわち、アジア文化中心都市造成事業は、同特別法でアジアとその範囲を指しているが、国際競争力を強めることをめざす点においては、国家均衡発展特別法と密接に繋がっており、国を背負って国際的領域に飛躍するという大きな戦略を視野に入れた文化政策であるといえよう。

### 3. 2 アジア文化中心都市事業にみる国と光州の関係性

アジア中心都市事業は国際的な貢献という視点が求められていると上述した。本節ではこの事業を推進するに当たって求められている国と光州の関係性を探るため、アジア文化中心都市白書と事業の推進体系を用いて論述する。

アジア文化中心都市造成事業の初年度2004年から2007年までの成果をまとめたアジア文化中心都市白書（2008）をみると、「アジア文化中心都市造成事業は、文化が都市や国家の成長の下位概念ではなく、中心的な概念として機能し、文化の生産と流通、消費、創造が行われる都市をつくることを目的として推進されてきた」と記されている。これは、国力・国威の発展政策の道具的な役割から脱皮し、地域中心の政策を展開する姿勢であったと解釈できる。

次は、特別法に示されている国と光州のそれぞれの役割や担当事業について概要を図2に示す。国自身がアジア文化中心都市の総合計画を立てて、国家的な事業を主導し、光州はその総合計画の内容に沿って年次別事業計画を策定し、地域的事業を推進することになっている。国家主導は、国立アジア文化殿堂の建設と運営、アジア文化産業投資組合の結成支援、アジア文化開発院の設立と運営である。光州の事業推進は、文化芸術振興、市民文化振興、生態的な都市文化の振興、市民文化教育の活性化、専門人材養成と人材誘致、民間資本の誘致推進等である。そして、国と光州が共同で推進するのは、文化産業の基盤造成、アジア文化交流の活性化等になっている。

国と光州の役割が分離されているので、一見、自治を根拠にした分権のように見える。だが、総合計画という全体像を国が描き、細部を光州が取り組んでいるとのシステムの流れは、明らかに政治的文化的な上下関係といえよう。アジア文化中心都市事業に関する光州の文化政策は国のイニシアティブと管理下に置かれているとも言える状況で、自治体が自立した地域分権とははほど遠い仕組みである。実像は国の関与の下により深く入り込み、なおかつ国際化に打ち勝つ国の政策に寄与することが求められていることは否めない。

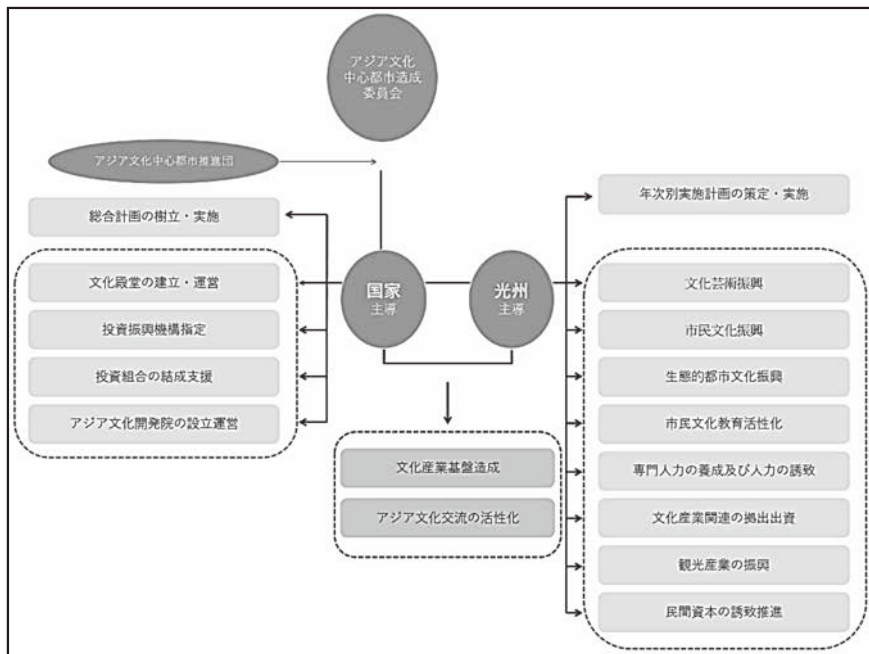


図2 事業推進体系

出典：文化体育観光部アジア文化中心都市推進団『アジア文化中心都市造成総合計画修正計画2013～2023』, 2013年, P.98

次は、7大文化圏の現状をみると、地域の特性と機能を考慮して構想されている。

推進計画では最初に文化殿堂を建設し、文化殿堂が拠点となって文化殿堂圏を形成する。ここで文化エネルギーを集積し、アジア文化交流圏を通じて、アジア新科学圏、アジア伝承文化圏、文化景観生態保存圏、視覚メディア文化圏、教育文化圏にエネルギーを拡散させることになっている（文化体育観光部、2013：155）。そこで7大文化圏内で文化エネルギーが循環し、活性化することによって地域全体の文化エネルギーが循環・蓄積・再生産するという仕組みである（文化体育観光部、2013：99）。

しかしながら、別な観点から見れば、図3は国・地域の権力構造を表すものでもあると考える。国が設置者となっている国立機関の文化殿堂が本事業の中核の拠点施設である点、また、アジア文化交流を中心にする文化殿堂を各文化圏の起点にする点は、国を中心とする構造を作っており、果たして地域の自律的な発展

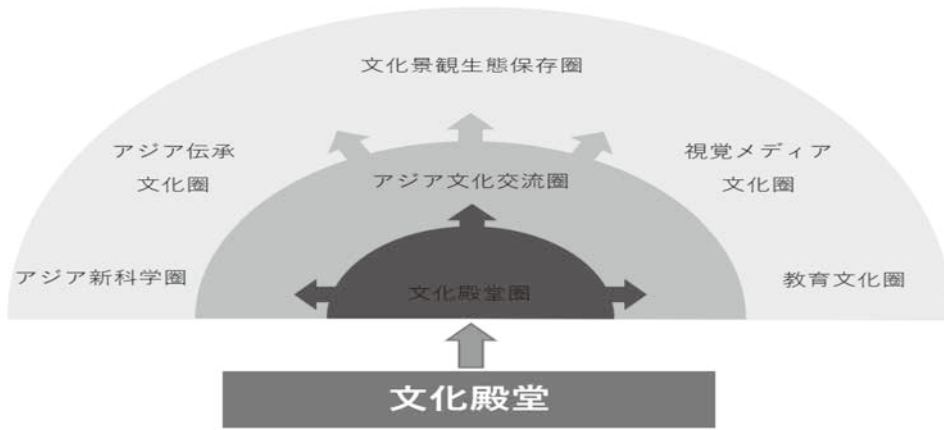


図3 7大文化圏造成方向

出典：文化体育観光部アジア文化中心都市推進団『アジア文化中心都市造成総合計画修正計画2013～2023』，2013年，P.99

構造だと言えるだろうか。

なおかつ、上述した通り、アジア文化交流の活性化は国と光州が共同で行うことと特別法に定められており、「アジアとの交流」が義務付けされている。従って、上記の図3からすれば、全3層のうち、2層を占める「文化殿堂圏」、「アジア文化交流圏」まで国の強い影響が及ぶ可能性が極めて高い。アジア文化中心都市事業を通じて国の競争力を高めようとする意図に鑑みれば、国際的な視点に立ち展開する国の価値観を地域に普及させる図とも読み取れる。

歴代政権の曲折と発展の流れが行きつく象徴としての盧武鉉政権は「参与政府」と称し、自律、参与、分権という3つの政策理念に基づいて、アジア文化中心都市を文化政策として取り組んだ。しかし、「アジア文化中心都市造成事業」は国家競争力の考え方を地域の文化政策に浸透させる様相であり、およそ地域の政策とは言い難い。

## 終わりに

韓国は軍事政権時に地方自治制度が導入されないよう阻害されたため、地方自治制度の実施が非常に遅れた。それ以降も国家戦略に自治団体も巻き込まれて、国主導の発展計画が推進されたため、地方自治制度が導入されていても、まだその権力構造は強く残っていると考える。地域文化政策を考察する本研究では、最後に大統領選挙のマニフェストから始まった「アジア文化中心都市造成事業」を象徴的な事例として取り上げた。それが国策として取り組まれているため、そして究極的には国際競争力を強化することを目指しているため、国と光州の関係は、地域の政策の自律性を欠く上下関係であることが、明らかになった。

「文化」というもの、とりわけ「地域文化」が、激しい国際化にある国家のダイナミズムのなかで、どう成長するのか、どう創造するのか、市民住民、自治体関係者、芸術家などが水平的に思考を一層深める時代に突入したといえよう。

今後は、文化ないし地域文化に「アジア」戦略が取り組まれた過程と政策的意図を更に分析し、光州における「アジア文化中心都市」の意義について考究を進めたいと考えている。

本研究はJSPS科研費16K02296の助成を受けたものです。

## ●参考文献

- イ・ナムン「価値とビジョンの衝突、或いはヘゲモニーをめぐる一連のポリティックス」、『文化芸術』325号、韓国文化芸術委員会、2007年、pp.48-61
- パク・ヘクァン、キム・キコン『地域文化と文化政治』、全南大学校出版部、2012年
- パク・サンオン「地域文化政策と広域文化財団」高麗大学博士論文、2016年
- キム・キュウォン「光州が夢見るアジアの文化メッカー」、『文化芸術』通巻288号、韓国文化芸術振興院、2003年、pp.17-23
- キム・キゴン「文化都市の構成と空間政治研究：光州・全州・富川の文化都市造成事業を中心に」、全南大学校博士論文、2008年
- キム・ハリム「2015光州夏季U大会文化大会開催戦略」『光州研究』、光州発展研究院、2009年、pp.21-37
- キム・ヨンキ、ハン・ソン「文化都市づくりに関する認識類型の研究：光州文化センター都市造成事業の関係者たちに関するQ-方法論の研究」、『言論と科学研究』第7巻第3号、韓国地域言論学会、pp.39-80
- キム・ヨンスル「アジア文化センター都市光州の国際文化交流の方向と戦略に関する研究」『市政研究』第28号、光州広域市、2005年、pp.9-55
- 国土研究員「地域拠点文化都市造成事業の推進実態と今後の課題」、2012年
- 光州広域市「光と生命の文化都市2020」、1998年
- 光州広域市「光と生命の文化光州2020基本計画」、2000年
- チュ・インギ「アジア文化センター都市光州、その可能性と未来」、『文化芸術』325号、韓国文化芸術委員会、2007年、pp.36-47
- ジョン・ミラ「光州の文化談論と5・18-市民団体の論議を中心に-」『民主主義と人権』第6巻第1号、全南大学校5-18研究所、2006年、pp.147-170
- ジョン・ミョンジュン「文化談論と5月-光州地域に主要日刊紙の文化首都（文化センター都市）談論分析-」『湖南文化研究』、湖南文化研究所、2007年、pp.245-272
- ソ・ジュンキョ「地方国策事業の葛藤に関する研究-光州アジア文化センター都市造成事業の国立アジア文化殿堂の建立を中心に-」『韓国ガバナンス学会会報』第16巻第3号（2009年12月）、pp.281-305
- 総務省大臣官房企画課「大韓民国の行政」、2009年
- ソン・キョンニョン「文化都市を創る」『地域文化』、地域文化編集委員会、2007年、pp.186-211
- パク・ヘクァン、キム・キコン「地域革新と文化政治-光州文化センター都市造成事業を中心に-」、『経済と社会』通巻75号、ハヌル、2007年、pp.39-75
- ミン・インチョル「新しい政府の文化芸術政策の変化による文化センター都市光州の対応戦略」『光州研究』、光州発展研究院、2009年、pp.65-97
- 文化観光研究院「文化を通じた地域開発の研究」、2007年
- 文化観光研究院「都市再生事業における文化芸術導入方案の研究」、2015
- 文化体育観光部「アジア文化センター都市造成に関する特別法令」、2017年
- 文化体育観光部「アジア文化センター都市造成相当計画修正計画2013-2023」、2013年
- 文化体育観光部「2008アジア文化センター都市白書」～「2016アジア文化センター都市白書」、2009年～2018年
- 文化観光部『2001年～2006年 文化政策白書』2002年～2007年
- 文化体育観光部『2007～2009 文化政策白書』2008年～2010年
- 文化体育観光部『2010～2015 文化芸術政策白書』2011年～2017年
- 文化体育観光部「アジア文化センター都市造成のための参加ガバナンス研究～理解者の認識の差～」、2008年
- ムン・ビョンフン『光州を改めて考える～問題と戦略』、DOGU、2014年
- リュウ・ジェハン「アジア文化センター都市造成と5・18」『民主主義と人権』、第7巻第2号、全南大学校5-18研究所、2007年、pp.117-131

## ●参考サイト

- 国家法令情報センター <http://www.law.go.kr/main.html>
- アジア文化センター都市造成支援フォーラム <http://accf.co.kr/>
- アジア文化センター都市光州 <http://www.cct.go.kr/index.do>

注

- 1 朝鮮戦争中に選挙が実施されたため、ソウル特別市、京畿道、江原道と治安が不安だった全羅北道の4つの地域は、選挙を行わなかった。そして、1956年第2期の地方選挙では、基礎自治体の市・邑・面の長を任命制から直選制に変えて、地方議員選挙に加えて実施した。しかし、1958年に第4次「地方自治法」が改正され、市・邑・面の長の直接選挙制は廃止され、任命制が復活された。
- 2 地方議員選挙をめぐる一族的派閥争いと民心の分裂、利権請託等の様々な現実的な問題を引き起こす可能性があること、地方議会の自治団体の長の権力乱用等により、効率的に地方行政の遂行が困難であると判断したのも、中断の一つの理由である。
- 3 憲法による韓国の大統領の地位と権限は、①国家元首としての地位である。対外的には外交使節を親任及び接受する権限、条約の締結及び批准権、宣戦布告権などを持ち、対内的にも栄典授与権などの儀礼的な権限のほか、憲法裁判所所長及び裁判官の任命権、大法院長及び大法官の任免権などを持つ。②行政府首班としての地位である。大統領は最高執行機関として、行政政策の決定及び執行権、行政公務員任免権、大統領令制定権、予算案の提出及び執行権、国軍統帥権、法律案拒否権などを持つ。③強力な権限を有する。憲法改正案提案権、外交、国防、統一など国家の安全に関する重要政策を国民投票に回付する権限、緊急命令権、緊急な財政及び経済命令権など法律の効力を持つ命令を発する権限も有している。(総務省大臣官房企画課2007:10)
- 4 1987年6月29日の大統領候補だった盧泰愚(ノ・テウ)民主正義党代表委員が当時、民主化と大統領直接選挙制度のために憲法を改正する要求を受け入れると、発表した。
- 5 1990年1月1日にまたも地方自治法を改正し、地方議会議員の選挙を同年6月30日までに実施するよう明記されたが、盧泰愚大統領は実施しなかった。1990年12月31日に地方自治法が改正され、基礎議会(市・区・郡)と広域議会(道・ソウル特別市と各直轄市)を構成する議員を選出することとなり、ようやく1991年3月と6月に選挙が行われた。
- 6 地方自治団体長の選挙は1992年6月30日までに実施するようにと書かれていたが、行うことができず、依然として地方自治団体長は国家により任命されるままであった。
- 7 1965年7月1日制定・公布
- 8 1972年8月14日制定
- 9 第1次文芸中興5ヵ年計画では「中央及び地方が文化芸術の組織を有機的につなぎ推進する」との内容を含めるとともに、第2次文芸中興5ヵ年計画(1979~1983)では、「全国民が文化的恵沢を満遍なく受けること」と明記したが、これらは地域文化政策の観点からは宣言にすぎないものであった(パク・サンオン2016:2)。
- 10 ①項: 国家と地方団体は文化芸術活動を振興し、住民のより高い文化享受機会を拡大するために文化芸術会館を設置し、利用してもらうよう施策を講じなければならない。
- 11 ①項: 国家と地方自治団体は国民が高い文化芸術に触れられるよう、文化講座を行う機関、またはその団体を指定し、文化芸術を普及することができる。③項: 国家と地方自治団体は文化講座の設置・運営に必要な経費を支援することができる。
- 12 広域市・道の地方文化芸術振興基金の設置とこの基金に対して中央の文化芸術振興基金から出捐することを支援する(第20条)条項を新設した。
- 13 「今年の文化自治体」に選定された自治団体は以下の通りである。1996年度: 水原(スウォン)市、珍島(ジンド)郡、ソウル松坡(ソンバ)区、慶州(キョンジュ)市、1997年度: 昌原(チャンウォン)、康津(カンジン)郡、ソウル瑞草(ソチョ)区、富川(プチョン)市。
- 14 不均衡な成長戦略によって経済的、社会的、文化的な各方面での不均衡が深まり、それらは国家の持続的な発展を阻害していると指摘している。制度を通じて改善するために「国家均衡発展特別法」、「地方分権特別法」を制定し、施行した。
- 15 韓国の政策において文化都市という用語が初めて登場したのは、2000年1月28日全文改正された「都市計画法(現、国土の計画及び利用に関する法律)」第5条1項で、文化都市をモデル都市の形態の一つとして規定してからである。同第127条では、国土海洋部長官は都市の経済・社会・文化的な特性を活かし、個性ある持続可能な発展を促進させるために、必要なら直接、または関係の中央行政機関の長や市・道知事の要請によって、景観・生態・情報通信・科学・文化・観光・教育・安全・交通・経済活力・都市再生及び気候変化の分野別にモデル都市を指定できると明記されている。その後、「文化芸術振興法」の2000年7月13日の改正において、第10条2項(文化地区指定・管理等)①市・道知事は、次の各号の1に該当する地域を都市計画法に基づいて条例によって文化地区として指定することができる。1. 文化施設と民芸品店・骨董品店など、大統領令が定める営業施設(以下「文化施設等」という。)が密集しているか、これを計画的に造成しようとする地域。2. 文化芸術行事・祭りなどの文化芸術活動が継続的に行われる地域。3. その他の国民の文化的生活の質の向上のために文化地区として指定され、特に必要と認められる地域として大統領令が定める地域である。しかしながら、地域拠点文化都

市造成事業は文化モデル都市を引き継いだというよりは、盧武鉉政権時に文化観光部が文化中心都市に関心を持ち、国家均衡発展事業として取り組んだものである（国土研究院，2012：36-38）。

- 16 2002年16代大統領選挙当時は、行政首都の移転論が最も注目を浴び、それに関連し、経済首都、海洋首都等とともに文化首都という用語が登場した。2002年12月に文化首都公約が議論の題材として出てきたので、文化観光部長は「まだ光州文化首都の育成計画がない」とした。（光州日報，2003.3.27）。大統領自身は「文化都市」と言わなければならないものを、選挙中に急いだため、「文化首都」と言ってしまった（光州日報，2003.4.21）と語っている。また、文化首都という単語の代わりに「アジア文化メッカ」という概念を使用するほか（光州日報，5.20），光州だけ文化首都として作るのは事実上難しく、国土の文化的な均衡発展のレベルで、慶州歴史文化都市、釜山映像文化都市とともに光州をアジア文化中心都市として育成するとの計画を発表した（光州日報，2004.3.21）。だが、2004年9月10日に盧武鉉大統領は光州ビエンナーレのオープニングに参加し、「光州文化首都元年」と宣布式をおこなった。（国土研究院，2012：43）
- 17 釜山は「釜山アジア映像文化中心都市造成及び支援に関する特別法」（案）を18代国会（2008年9月）に提出したが制定されず、改めて「釜山アジア映像中心都市造成特別法」（案）を2012年9月に再提出したが、現在も制定に至っていない。
- 18 538年から百済が滅亡した660年まで百済の首都として機能していた。現在の忠清南道扶餘郡にあたる。
- 19 2014年10月完工し、準備期間を経て2015年9月4日に一部開館後、11月25日に全館オープンした。
- 20 市民団体の組織化が多く表れ、光州文化中心都市造成事業の展開以降、新しくできた団体・組織は以下の通りである。市民運動：光州文化フォーラム，市民文化会議，地域文化交流財団，光州文化都市協議会，光州文化中心都市成功のための市民団体，学界：朝鮮大学校文化産業研究院，全南大学校文化芸術特性化事業団，光州科学技術院文化技術研究センター，朝鮮大学校文化法政策研究所，住民運動：国立アジア文化殿堂建立対策委員会，文化中心都市造成東区非常対策委員会，声明書グループ：文化を夢見る人々，元気な文化を夢見る文化芸術家の連帯，専門家グループ：文化と経済フォーラム，宗教界：光州広域市プロテスタント協議会文化首都特別委員会。（パク・ヘクァン，キム・キゴン，2012年：269）
- 21 文化的観点から特徴づけ，複合文化地区，生態文化地区，芸術文化地区，体育文化地区，生命文化地区，精神文化地区，武芸文化地区，産業文化地区に分けられている。この計画は金大中政権時に作成されたもので，都市計画法のモデル都市の指定と文化芸術振興法の文化地区指定を意識している。
- 22 快適で品格のある景観と都市内の生態文化軸を造成し，自然と人間が調和する環境にやさしいグリーン文化都市を実現する方向で取り組んでいる（文化体育観光部，2018：154）
- 23 第1条（目的）この法律は，都市開発・維持・管理・保全などのための都市計画の策定と執行について必要な事項を規定し，公共の安寧・秩序を保障し，公共の福祉を増進し，かつ住民の生活の質を向上することを目的とする。

（岩見沢校准教授）



